

産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業

県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進するための施設整備に要する経費の一部に補助します。

補助対象

1. 対象者

- (1) 下記「2. 対象事業」の事業を実施する事業者であること。
- (2) 交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること。
- (3) 県税の未納がないこと。

2. 対象事業

- (1) 県内の排出事業者等(産業廃棄物処理業者を除く。)が自らの製造工程や処理方法等の改善・新設・増設によって、産業廃棄物の排出抑制、減量化若しくはリサイクルを促進する事業又は最終処分量を抑制する事業
 - (2) 県内の産業廃棄物処理業者が行う中間処理により発生する残さを、処理方法等の改善・新設・増設により、自らリサイクルを促進する事業
- ※上記2. (1)(2)の事業で設置する施設は、焼却・脱水・破碎・選別等廃棄物の処理・処分を主たる目的とするものであってはならない。
- (3) 投資額が5百万円以上であること。

補助内容

1. 補助対象経費

工事費(建築物(構築)費)、設備費(機械装置費等)、その他(設計費等)

2. 補助率

補助対象経費の1/2以内(ただし、木くず、廃プラスチック類、汚泥又は動植物性残さのリサイクル等を推進するもの及び熱回収を推進するものについては、2/3以内)

3. 補助限度額

1,000万円以内

※なお、事業計画書に定めたリサイクル率等の目標値については、補助事業完了後3年間検証します。

4. 採択要件

過去に本補助事業における補助金の交付を受けていない者を優先する。



【問い合わせ先】

佐賀県県民環境部
循環型社会推進課 3R推進担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
電話 0952-25-7078
FAX 0952-25-7109
メール junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp